

専決処分の報告について
(直営清掃車両運転中に発生した事故に係る示談処理)

1 事故の発生

令和3年10月21日(木)午前8時17分頃、区の清掃車両が台橋通りを走行中、交差点(板橋区東新町一丁目23番7号付近)に差し掛かったところ、自転車の一時停止指示のある交差道路の左前方から相手方自転車が進入してきた。

交差点内において、清掃車両左前部と左サイドミラーが相手方自転車と衝突したものである。(事故現場付近の地図及び見取図等は裏面)

2 損害の程度

- (1) 相手側 人的損害：右ふくらはぎ打撲 物的損害：なし
(2) 区側 人的損害、物的損害共になし

3 示談の相手方

区内在住 男性(未成年者であるため、示談の取り交わしは保護者である母と行った。)

4 損害賠償額

金68,600円

5 示談成立日

令和3年11月16日(火)

6 示談の処理

示談金として金68,600円を支払う。

区の契約先損害保険会社を通じて、相手方から、区に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、何ら異議の申し立て及び請求を行わないとする「事故解決に関する承諾書(免責証書)」の提出を受け示談した。

7 専決処分の日

令和3年12月14日(火)

8 損害賠償金の支払

賠償額は、自動車損害賠償責任保険から支払われる。

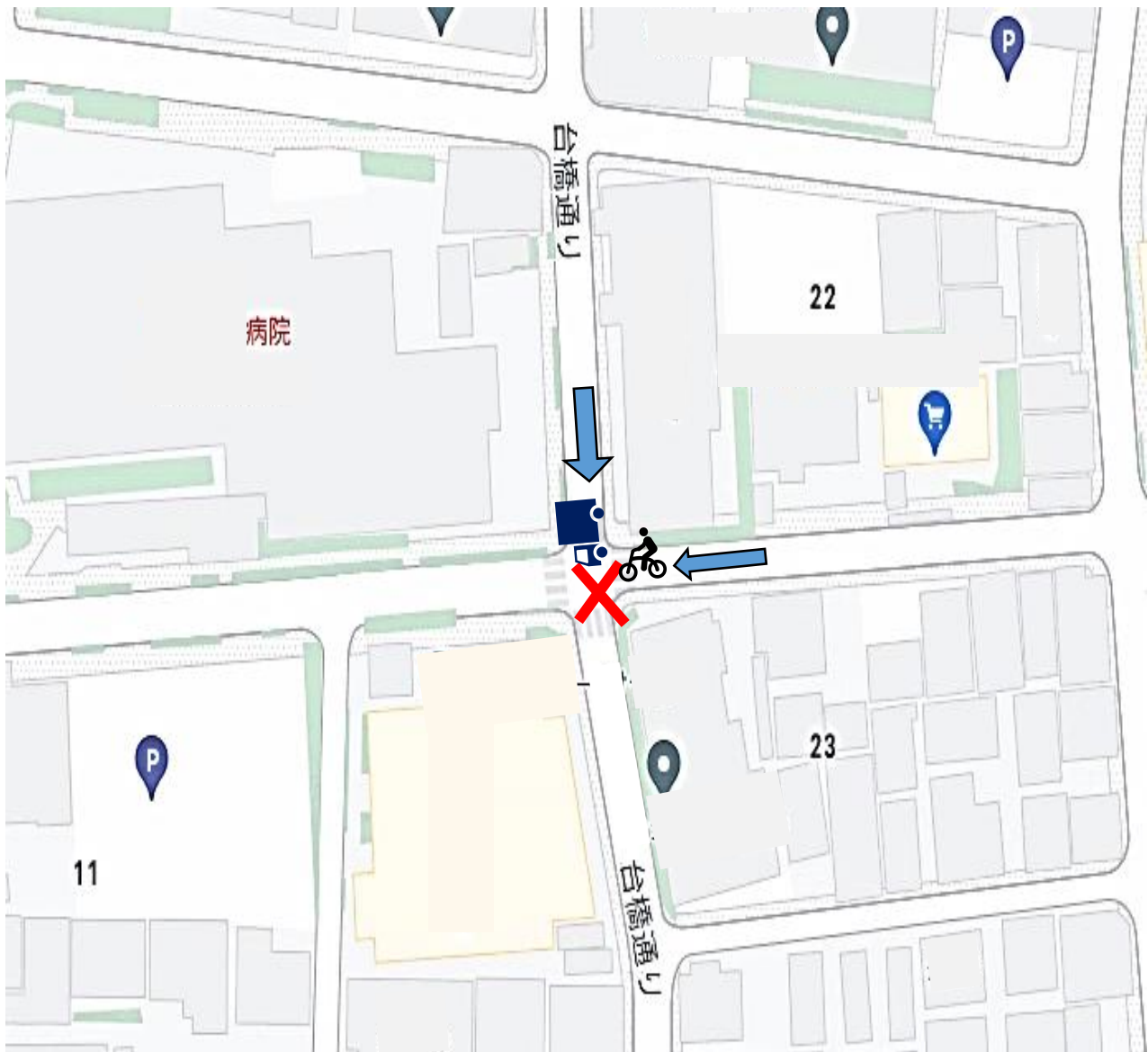
9 事故再発防止策の実施

同車種に乗務する職員を集めて緊急ミーティングを実施し、事故原因の分析とともに、危険個所をピックアップし、職員間で情報共有を行った。

また、事故の再発防止を目的として、志村警察署警察官を講師として、作業係及び清掃車両係全職員を対象とする「交通安全講習会」を開催した。

今後も安全教育の推進と指導を徹底し、事故の発生防止に努めていく。

1 事故現場（地図）



2 事故現場付近交差点（写真）



3 事故状況見取図

